

令和3年7月12日

学生 各位

学務部学生支援課

当面の課外活動について（通知）

福岡市におけるまん延防止等重点措置の解除により、本学の行動指針が「1.5 一部制限」に引き下げられ、課外活動については、「感染拡大防止への最大限の配慮（感染防止対策ガイドラインの遵守等）を求めた上で、課外活動を許可する。」になりました。

については、当面の課外活動について下記のとおりとしますので、別紙「当面の課外活動についての留意事項」を厳守の上、関係団体・連盟等のガイドラインを踏まえた活動計画を策定して活動してください。

また、課外活動でクラスターが発生すると大学内外へ感染が拡大するリスクが格段に高まることから、団体行動時のみならず、平日頃から感染防止に係る意識の醸成を図るようお願いいたします。

記

1. 利用を制限する課外活動施設

学内施設 (伊都)	多目的グラウンド(イスト・センター)、総合体育館、テニスコート、課外活動施設Ⅰ、課外活動施設Ⅱ、洋弓場、野球場、体育器具庫、小体育館、松濤錬成場、亭舎、総合グラウンド、課外活動倉庫、弓道場、馬場・厩舎、自動車部車庫
学外施設	名島艇庫、今津艇庫、西戸崎艇庫

※感染防止対策を策定し、利用を許可された場合を除く。

※伊都地区以外の課外活動施設は、各地区の指示に従ってください。

2. 禁止する課外活動

- (1) 合宿
- (2) 懇親会、祝賀会等
- (3) 新入生の勧誘活動（ビラ配り等の接触する行為）

※各自、SNS等を活用した、オンライン上での勧誘活動を中心に工夫してください。

担当 学務部学生支援課課外活動支援係 東・糸永
TEL : 092-802-5966、5967
E-mail:gagakusei@jimu.kyushu-u.ac.jp